

令和8年度 公園内移動販売車等出店の社会実験 募集要項

1 目的

「一日中過ごせる公園の実現」を目指し、移動販売車等（テントによる物販等を含む）の出店が公園の利用促進や来園者の利便向上に寄与することを検証するものです。また、出店者や利用者の意見を聞き取り、持続的な運用に向けた仕組みづくりに必要な、出店に伴う効果や課題を確認します。

2 募集概要

(1) 実施場所

公園名	住所	1日あたり出店可能台数 (1台あたり面積は 5m×2m程度)
鉄輪地獄地帯公園	別府市小倉町 953 番 9 外	4～6 台程度

※公園内のうち、市が指定した範囲内とする（別紙位置図参照）

(2) 実施日

令和8年4月25日（土）～令和8年5月10日（日）で申請者が希望する日。

※公園内の緊急工事等で予期せず出店不可日が発生した場合は市から出店者に連絡します。

(3) 実施時間

10時～16時

※上記の範囲で希望の出店時間を申請してください。

(4) 販売可能商品

原則、飲食物（酒類を除く）で保健所から許可を得ているものとする。

上記以外の内容の販売を希望する場合は、出店申込前に市と協議すること。

(5) 出店申込

以下の①～④の書類を期日までに持参、若しくは、FAX、電子メール等で市公園緑地課に提出してください。出店に伴う公園使用料は、社会実験のため無料です。

申込書類

①出店申込書（別紙1）

②「食品衛生法に基づく営業許可証」及び「生産物賠償責任保険」の写し（飲食物を販売する場合）

③車検証の写し

④販売物メニュー表（任意様式）

(6) 申し込み後の流れ

- ①出店申込後、申込多数の場合は、市が調整等を行い、申込者に出店日をメール等で通知します。
- ②通知を受けた申込者は、出店前開庁日までに別府市役所に来庁し、園内進入に必要な鍵や車両通行許可証等を受け取りに来てください。

No.	期間【各期間内出店可能日】	申込締切日 ※17時まで	市からの 通知予定日
①	4/25（土）～5/10（日）	4/22（水）	4/23（木）

3 出店条件

(1) 出店前日まで

- ・出店申込書に記載した店舗（団体）名が、本社会実験における出店者として別府市ホームページ等に掲載されることに同意すること。
- ・やむを得ず出店を中止する際は、出店前開庁日 17 時までに市に連絡してください。
- ・緊急工事等の都合により予期せず出店不可日が発生した場合は、市からの連絡を受けた出店者は出店の取りやめや日程調整に協力してください。

(2) 出店当日

- ・市から発行された許可証は常に携帯してください。
- ・出店期間中に市から貸出を受けた鍵等は、適切に管理してください。
- ・園内走行時はハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に時速 10 km 以下で走行すること。
- ・市が指定した区画外に出店しないでください。
- ・水道、電気の利用は許可しないため、必要な場合は出店者で用意してください。
- ・出店に伴い発生する排水は出店者が持ち帰り適正に処分してください。
- ・出店による苦情やトラブルは出店者が迅速かつ誠実に対応し、発生した苦情等の内容は速やかに市に報告してください。
- ・利用者用のゴミ箱を移動販売車等の近くに設置してください。
- ・公園施設を破損させた場合、速やかに市まで報告してください。
- ・以下の内容を含む活動は禁止です。
政治活動、宗教活動、その他これに類する行為
公園管理上、支障をきたす恐れがあるもの
暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員による出店
- ・使用後は原状回復（ゴミの持ち帰り、清掃）をすること。
- ・火気使用器具（液体燃料、気体燃料、固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具）を使用する場合は別府市消防長に届けること。
- ・調理等で火気を使用する場合は必ず消火器を設置してください。

(3) 出店後

・ 制度化の実現可能性を探る社会実験であるため、出店最終日から14日後までに売上報告（商品毎販売数・売上金額）とアンケート調査票（出店者にメール等で送付）を市に提出してください。電子メールによる提出も可とします。

・ 市から借り受けた鍵等物品は速やかに市に返却してください。

4 問合せ先

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市建設部公園緑地課 公園整備係

TEL：0977-21-1473 FAX：0977-22-9478

メールアドレス：par-co@city.beppu.lg.jp